

平成 29 年 10 月 25 日

現場打ち鉄筋コンクリート構造物のスランプ標準値の見直しについて お知らせ

岡山市発注の土木工事について、次のとおり見直しを行い、平成 29 年 11 月 1 日以降から実施しますので、お知らせします。

■ 現場打ち鉄筋コンクリート構造物のスランプ標準値

「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本として、**一般的な鉄筋コンクリート構造物**（コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除く。）における**スランプ標準値を 12cm**とします。

なお、従来から規定している水セメント比、単位水量、単位セメント量の変更はありません。

1 施工中の工事の取扱い

（1）未打設の場合

工事打合せ簿による受注者との協議により、設計変更の対象とします。

※平成 29 年 11 月 1 日以降入札公告する工事でスランプ標準値が 8cm の場合も同様の取扱いとします。

（2）一部打設済みの場合

工事打合せ簿による発注者との協議の上、決定します。

2 問合せ先

財政局監理検査課

TEL 086-803-1368